

強化委員会規程

(目的)

第1条 この委員会は、青森県卓球連盟(以下県卓連という)の強化事業の健全な運営を図るため、規約第10条に基づき設置する。

(名称)

第2条 この委員会は、強化委員会と称する。

(事務局)

第3条 この事務局は、県卓連事務局に置く。

(構成)

第4条 この委員会の委員長は、理事の中から会長が委嘱し、委員会の委員は委員長の推薦により若干名を選出し、構成する。

(任務)

- 第5条 この委員会は、小学生から高校生の選手育成の強化に関わる必要な事項を協議し、その事業の推進に努める。
- 2 公認コーチ資格等の取得に関わる事業の推進に努め、その受講候補者を推薦できるものとする。
 - 3 受講候補者と人数については、常任理事会において審議し、決定する。

(会議)

第6条 この委員会の会議は理事長が招集し、会議運営及び議長は委員長がこれにあたる。

(任期)

第7条 この委員会の委員の任期は県卓連役員改選期までとする。ただし、再任は妨げない。

(改廃)

第8条 この委員会の規程に関わる変更・廃止は会長が決定する。

付則

この委員会の規程は平成26年4月 1日から施行する。

この委員会の規程は平成26年9月11日から一部変更実施する。